

16 家族と離れて生活しなければならない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにすること(里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組)

長

次は、何らかの理由で家庭から離れて、施設や里親の家で生活しなければならない子どもへのサポートのうち、2つ目についての話です

C

「施設より里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やすこと」でしたね

長

そのとおりです

C

私も、今、里親の家で生活しています

里

子どもが何らかの理由によって、自分の家庭で暮らせない場合でもできるだけ家庭と同じ環境で暮らせるようにするための取組の1つですね

P

つまり、新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)の1つ目とした、「こどもができるだけ『家庭で家族の一員として』育つこと」に向けた取組ということですね？

Q

この前※に、「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」をつくるために、こどもをどのような環境で育てるかについて、目標の優先順位を決めていたものの5番目にあったものでもありますね？

※81・257・259 ページのことです

長

覚えていてくれて、とてもうれしいです

16-1 代替養育としての里親・ファミリーホームへの委託

子どもが何らかの理由によって元の家庭で生活できなくなったとき、児童福祉法では、家庭における養育環境と同じような養育環境をこどもに保障することとされています。

6-(1)-3 で説明したとおり、家庭における養育環境と同じような養育環境として考えられるものは、

- 親族(祖父母やおじ・おば等)による養育(親族里親等を含む)
- 特別養子縁組
- 普通養子縁組
- 里親(ファミリーホームを含む)への委託

が挙げられます。

このうち、「特別養子縁組」と「普通養子縁組」は、15-(3)-1 で説明したとおり、血のつながった実の親(生みの親)とは別に親になる人(養親)とこどもとの間に法的な親子関係を作り出すものです。

こうした新しい親子関係を法的に作ることは、それが必要なこどもにとって家庭養育優先原則やパーマネンシー保障のために有効な方法となります。

しかし、こどもの親や家族との関係を考えると、簡単にできるものではないことも事実です。

それに対して、「里親」は、「特別養子縁組」や「普通養子縁組」とは違い、里親と預けられるこどもの間に法的な親子関係はできません。

あくまで、「里親」の家は施設と同じで、こどもを「預かって育てる」ところになります。

自分が生まれた家庭そのものではないとしても、里親の家という家庭環境において、こどもへの愛情やこどもへの理解のある雰囲気の中で生活し、様々な経験を積み重ねていくことは、こどものその後の健全な成長・発達の重要な基盤となります。

特に乳幼児期は、こどもの人格形成の基盤となるアタッチメントを形成する時期となります。そのため、こうした時期に特定のおとなとの安定したアタッチメントが形成できるよう、安心できる、温かく安定した家庭環境で育てられることが重要となります。

こうしたことから、子どもが何らかの理由によって家庭で生活できなくなったときの代替養育先を検討するに当たっては、親族養育や特別養子縁組等が難しい場合でも、今回の新しい計画の基本的考え方(理念)の1つである家庭養育優先原則を踏まえれば、できる限り、里親やファミリーホームへこどもを委託することが求められています。

しかし、里親への委託は、外見上、こどもが元の家庭とは別の家庭で生活するというものであることから、特別養子縁組等と混同される事例が見受けられます。

弁

ちなみに、
こどもが里親やファミリーホームに預けられても、この前※、話をした「新しい親子関係」になるわけではありません

学

※15-(3)のことです

家庭という環境にはなりますが、里親やファミリーホームは、施設と同じで、こどもを預かって育てる人(ところ)です

長

こどもが家庭を離れて別の家庭で生活することになって、見た目が「新しい親子関係」とあまり変わらないので、里親に自分のこどもを預けると「別の家のこどもになってしまう」と考えられてしまうこともあります

P

「里親」について正しく知ってもらう必要もありそうですね

里

里親自身も、「里親はこどもの親や家族といっしょになってこどもを育てる人」であるということを理解したうえで、預かったこどもを育てていかなければならないと思います

弁

ところで、里親の家での生活は、先ほど Q さんが言ってくれた目標の優先順位の5番目になるのですが、「家庭」という環境としては、ここが最後の場所(環境)となりますね

長

そのとおりです

長

今回の新しい計画の基本的な考え方(理念)の1つである「こどもができるだけ『家庭で家族の一員として』育つこと」を実現していくためには、できるだけ多くのこどもが里親やファミリーホームという「家庭」のなかで生活できるようにしていく必要があります

その結果として、こどもを家庭から保護して、施設や里親の家に預ける際に、「こどもを取られてしまう」「自分のこどもではなくなってしまう」もの(特別養子縁組等)というイメージを持って、里親等への委託ではなく施設への入所措置を希望する親も見受けられるところです。

繰り返しになりますが、里親は必要な研修を受け、公的なこども福祉の制度によってこどもを預かって育てる人(ところ)です。

もちろん、里親は預かったこどもを大切な「家族の一員」として育てなければなりません、法的な親子関係は生じません。

こうした里親制度について、正しい理解が得られるような取組も必要と考えられるところです。

なお、里親制度について正しい理解が得られるようにするためには、里親の側においても、里親が代替養育の担い手であることを自覚し、委託されているこどもを「自分のこども」として囲い込むようなことはあってはならず、またそのように受け取られるような言動も慎まなければなりません。

もちろん、里親委託の後に実家庭との交流が少ないことや、こどもが家庭に戻ることで自体が難しいこと等により、長期的な委託になるケースがあることも確かです。

しかし、そうした場合においてもこどもの親や家族を否定するような態度をとることなく、こどもの「共同養育者」として、委託されたこどもをこどもの親と協力して養育することが求められています。

また、委託後に実の親とこどもの交流が可能であれば、共同養育者としての立場を自覚して、そうした交流を促して、親がこどもと離れて暮らしていてもこどもの成長と一緒に感じられるようなサポート、更にはこどもが家庭に戻れるようにするなど、こどもと親との間のパーマネンシーを保障するためのサポートをすることも求められています。

里親(特に養育里親)やファミリーホームにおいては、こどもが安定したアタッチメントを形成できるよう、専門的な知見も活用し、家族の一員として自らのこどもと同じように熱意をもって委託されたこどもを養育することが必要です。

その一方で、里親がこどもだけでなくその親をもサポートする立場であることを自覚し、何よりもこどもにとってはその親や家族との関係が大切なものであることを認識した上で、こどもが実の家族の一員でもあることにも配慮していくことが必要です。

15-(1)-2において、今回の新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)に基づくケースマネジメントを行うに当たって考慮すべき6つの優先順位(いわゆる「パーマネンシーゴール」)について説明しました。

そのなかで、里親・ファミリーホームは、家族から離れて生活しなければならないこどもへのサポートのための生活の場所となる「家庭」としては、最後に位置づけられている場所(環境)となります。

したがって、今回の新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)の実現に向けては、家庭から離れて生活しなければならないこどもであっても、できるだけ多くのこどもが施設ではなく里親の家やファミリーホームという「家庭」のなかで「家族の一員として」生活できるように取り組む必要があります。

もう少し説明すると、

- ① 自分が生まれた家庭で育つ
 - ② (一度、家庭から離れたとしても)元の自分の家庭に戻って育つ
 - ③ 親せきや親の知人など、親や家族とのつながりが感じられる家庭で育つ
 - ④ 元の家族との関係※はなくし、新しい家庭のこどもとして育つ
- ことができなかったとしても、できるだけ多くのこどもが「家庭」という場所で生活できるようにしてあげなければいけないということですね

※69 ページの【注】と同じです

ありがとうございます
そのとおりです

そういうわけで、ここでは、できるだけ多くのこどもが「家庭」のなかで生活するための取組の1つとしての、「施設より里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やす」ための取組について話していきたいと思います

用語解説	里親(その②)
	(用語解説の里親(その①))は 38 ページにあります)
	・現在の児童福祉法において、里親には4種類あるが、いずれも県における審査によりそれぞれの里親名簿に登録されることが必要 ・「養育里親」 - 一定の研修を受け、保護が必要なこどもの養育に理解があることなどが認められ、里親名簿に登録された里親 ・「専門里親」 「養育里親」のうち、一定の研修を受け、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的なケアが必要なこどもを養育するための里親 ・「親族里親」 - こどもと扶養義務がある親族関係にあるおとなのうち、養育里親と同等の条件(経済的な要件を除く)によってそのこどもの里親になることが認められた里親 ・「養子縁組里親」 - 養子縁組によって養親になることを希望する人で、一定の研修を受けた上で、保護が必要なこどもの養育に理解があることなどが認められ、里親名簿に登録された里親

16-(1) 家族と離れて生活しなければならない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるように取り組むこと

A

「施設より里親家庭やファミリーホームで生活することもを増やすこと」ということですが、どういった子どもであれば里親の家などの方がよいというものはあるのですか？

長

まず、今のところ

何らかの理由で家族から離れなければいけない子どものうち

小学生になるまでの子どもについては、特別に理由がないのであれば、里親の家などで生活できるようにしなければいけないと考えています

学

みなさんが小さいときの記憶はあまりないかもしれませんが、生まれたばかりの子どもは、歩くことも言葉を話すことも食事をするのもできないので、おとなの人が世話をしてあげる必要があります

町

小学生になるまでの子どもも、おとなといっしょでないとできないことがまだまだ多いということですかね？

長

はい

こうした生まれたばかりの子どもや小さい子どもは、例えば母親のような特定におとなに、いつでも同じように愛情や理解のある世話をしてもらう必要があります

学

子どもが小さいうちに、家庭という環境のなかで愛情や理解のある特定のおとなとの安定した関係のもとで育てられないと、自分に自信が持てなかったり、大きくなってからのほかの人とかかわり方などによくない影響が出てしまったりすることが知られています

16-(1)-1 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

いわゆるパーマネンシーゴールにおける、最後の「家庭」環境である里親・ファミリーホームへの委託を進めていくに当たって必要なことは、まず、児童相談所において、施設や里親の家などでの生活(代替養育)を必要とするすべての年齢(新生児から高齢児まで)の子どもについて、里親・ファミリーホームへの委託が可能であるかを検討することになります。

特に小学生になるまでの乳幼児期は、子どもにとってアタッチメントが形成される重要な時期となります。そのため、こうした時期に、乳幼児の立場に立ち、いつでも同じ人に、同じようにケア(世話・気配り)してもらえると信頼することができて(予測可能で)、子どもの気持ちに寄り添ったケア(世話・気配り)によって安心感を得られるような、安定した養育環境において育てられることが重要となります。

また、こうした安心感が得られる環境のなかで、様々な生活上の体験をすることが、乳幼児の成長・発達を促進する上で、同じように重要な要素となります。

このため、代替養育を必要とする乳幼児については、施設への入所措置ではなく、里親・ファミリーホームへの委託を原則としていく必要があります。

そして、小学生以上の子どもについても、施設での高度な専門的ケアが必要と考えられる以下のようなことを除き、里親やファミリーホームへの委託を検討する必要があります。

- 重度の虐待による複雑なトラウマ等の困難を抱え、回復のための専門的ケアを必要とする子ども
- 思春期年齢に達するまで長期間不適切な家庭環境で生活した後に児童相談所において措置等されるケースで「家庭」や「家族」に対する拒否感が強い子ども

また、こうした里親・ファミリーホームへの委託の検討は、今後新たに代替養育が必要となるケースについてのみではなく、既に施設に入所している子どもについても行うことが必要です。

さて、上記のように、里親・ファミリーホームへの委託が適当な子どもを、実際に里親・ファミリーホームに委託できるようにするためには、その受け皿となる里親・ファミリーホームを確保するとともに、里親家庭やファミリーホームにおいて、パーマネンシー保障に向けた取組を含め、適切な養育が受けられる体制が確保されなければなりません。

県においても、里親の数を増やしてきているところではありますが、今後も、里親・ファミリーホーム委託の受け皿となる里親を増やしていくための取組が必要となります。

里親を増やしていくに当たっては、里親養育についての社会全体の理解や協力を促していくための広報・啓発を行うとともに、地域のなかで里親候補となる方を見つけるため、多くの人の目に触れるよう発信をしたり、ターゲットを明確にしたりするなど、効果的なリクルート活動を繰り返し、継続的に行っていくことが必要となります。

そして、里親や里親になろうとする人については、里親家庭やファミリーホームは、安定した家庭と同

P

そのために、
小学生になるまでのこどもについては、特別な理由がないのであれば、
里親の家などで生活できるようにしていきたいということなのですね

長

そのとおりです

C

でも、小学生以上のこどもについてはどうするのですか？

長

もちろん、何らかの理由で家族から離れなければならないこどもにつ
ては、小学生も含めて、すべてのこどもが里親の家などで生活できるか
を考えなければなりません

施

それでも、里親の家などで生活することが難しいこどももいますね

学

たしかに、こどものなかには

- 施設による専門的なサポートが必要なこども
- 家庭でのよくない経験から、同じようなところはいやな大きなこども
のように、里親の家などではなく、施設での生活の方がよいと考えられ
るこどももいます

長

そのとおりです

ただし、学者さんが言ってくれたようなこどもでなければ、小学生以上で
あっても、里親の家などで生活できるようにしていかなければいけない
と考えているところです

弁

こどもがおとなになって自立していくことを考えれば、できるだけ家庭
のなかで、いろいろな経験をしていく方がよいということですね

じ環境でこどもにとって安心できる養育を提供するところであるとともに、今後は、施設と同様に、そ
の親や家庭を支援する立場であることについて、理解することが求められています。

つまり、里親・ファミリーホームの役割は、実親との「共同養育者」として、こどもと親との関係を断つ
ことなく、家庭という環境のなかで、こどもに対して安心が感じられる養育、家庭生活を送る上での知
識や技術を提供し、親子が再びともに家庭生活をおくることができるよう家庭をサポートすることであり、
そのことが理解されなければなりません。

代替養育が必要なこどもは、親との分離による大切な人とのつながりを突然失ってしまう経験をし
ているほか、虐待やネグレクト、養育者の変更などにより、安定したアタッチメントが育めていないこと
が多く、乳幼児であっても、おとなへの不信感やトラウマを抱えています。

そのため、里親等委託となった際には、こうした不信感やトラウマが、「問題行動」と見られてしまうよ
うな養育者への不適当な反応として現れることが多く見られます。

このような行動はこどもにとって関係が密接な養育者に対してより強く現れるため、例えば、里親等
委託の前にいた乳児院では見られなかった行動が、里親家庭で見られるようになったり、こどもと接す
る時間が長い一方の里親(例えば、里父ではなく里母)に強く現れたりすることも、よくあることです。

こうしたこどものケアニーズはもともと高く、こどもが里親との間で安定した関係を作る(安定したア
タッチメントを形成する)ためには、里親養育であっても、治療的にこどもに関わっていくことが求めら
れ、こうしたこどものニーズを理解して柔軟に対応することが必要となってきます。

県内においても、こうした里親養育における、委託されたこどものケアニーズの高さを1つの背景と
して、里親・ファミリーホームへ委託した後に、こどもと里親やその家族との関係が上手くいかなくなり、
委託解除となるケース(いわゆる、里親養育の「不調」ケース)が発生していることも確かです。

令和3年度から5年度までの3年間で、93件の里親委託の解除がありましたが、そのうちの2割程度
が不調による委託解除(里親のやむを得ない事情によるものも含め、児童相談所の援助方針とは異なる
状況・時期に委託を解除せざるを得なかったもの)と考えられています。

そして、長野県では令和2年に、県内のファミリーホームにおいて、委託されたこどもに対する重大な
虐待事案が発生しています。この事案については、令和3年度に検証を行い、再発防止のための取組に
ついては検討し、取組を進めてきているところです。

里親委託を推進するためには、単純に里親を増やすだけでなく、里親に対する研修等の充実のほか、
里親との相互信頼にもとづき、里親と一緒に(チームで)委託されたこどもを養育・サポートする専門機
関(フォスタリング機関)(16-(3)で説明します)を整備することが不可欠といわれています。

こうした被措置児童虐待を含む、里親養育の不調が発生した場合は、里親の資質に課題があるよう
な見方をされがちではありますが、それだけではなく、児童相談所等によるマッチング(里親家庭へこ
どもが移行する過程を含む)の課題や、里親やその家族へのサポート不足などが要因として考えられる

そのように考えています

ところで、里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やすための取組については、現在の計画でもこのようなことをしてきましたね

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 児童相談所が中心になって、里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やすための取組を進めるための組織などをつくり、活動する
- 里親について知ってもらえるようにする
- 施設に、施設から里親の家などに移ることができるこどもについて、里親の家などに移れるようなサポートをする職員を置いてもらう
- 里親になろうとする人や、里親になっている人が、よりよくこどもを育てられるための勉強をする機会をつくっていく

はい

そして、このようなところをチェックしてきました

【現在の計画でチェックしてきたこと】

- 里親の数
- 里親の家などで生活しているこどもの数
- 施設や里親の家で生活しているこどものうち、里親の家などで生活しているこどもの割合

目標はあったのですか？

ことも少なくありません。

このため、その発生の要因分析を行うなど、その後の里親等への委託において、被措置児童虐待を予防し、可能な限り里親養育の不調を防ぎ、こどもと親、そして里親にとって望ましい里親委託となるよう、里親の登録等に関する適切な調査・審査をはじめ、里親のレベルアップを図る研修、マッチングや委託後のサポート等のあり方について不断に検討して改善していくことが重要であると考えています。

また、里親については、こどもの長期的な委託だけでなく、地域における一時保護や子育て短期支援事業(ショートステイ等)の受け皿としての役割も大いに期待されているところです。

里親の年齢、家庭事情等に応じて、短期的なこどもの受入れをメインにした里親のあり方についても検討し、社会全体で子育てをサポートする観点から、こうした里親に社会的養育を支える大切な「資源」として活躍してもらえるようにしていくことも必要と考えています。

以上見てきたとおり、児童相談所、里親及びフォスタリング機関が、こどもの親やその他の関係機関等を含めて、パートナーシップを構築して、連携・協力してこどものよりよい成長を目指していけるようにすることが、里親養育の拡大のためには必要となっています。

なお、先ほど(310 ページで)説明した、里親等委託となった際の「問題行動」と見られてしまうような養育者への不適当な反応については、こどもが里親家庭での生活に少しずつ馴染み、「特定のおとな」として里親(養育者)を認識し始め、安心を感じられるようになると現れるようになります。

したがって、一時保護所や委託前に生活していた施設等でこうした行動がなかったからといって、里親の養育に問題があると理解することは誤りです。

里親等による養育をサポートする立場にあるフォスタリング機関やこどもを委託する児童相談所は、こうしたことを理解した上で、里親が(こどもとよりよい関係を作りながら)委託されたこどもを養育していくためのサポートのあり方について、専門的な知見等を踏まえながら考えていく必要があります。

もちろん、里親等委託を検討する時点では認識できていなかった里親家庭の課題が、こどもとの交流や委託後の養育のサポートにおいて把握される可能性もあります。

しかし、そうした場合においても、里親と児童相談所を含むフォスタリング機関は、「こどもの権利を守る」という視点のもとで、互いを批判するのではなく、対等の立場で尊重し合い、こどものためにできることは何かを一緒に考えながら対応していくことが必要です。

参考	保育所等の優先利用における里親家庭への配慮
	近年、共働きの里親が増加し、里親に委託されたこどもを保育所等に預けることが一般的になってきており、こどもへの安定した養育環境の提供の観点からも望ましいことと考えています。
	なお、里親委託のこどもは保育所等の優先利用の対象とされており、国においても、共働き世帯への委託を推進するため、都道府県に対して市町村への制度の周知を求めている※ところです。
	※「保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について(周知)」令和6年8月19日 付けこども家庭庁成育局保育課及びこども家庭庁支援局家庭福祉課 連名事務連絡)

長

いずれも数字を上げていこうということで、次のような目標としていました

- 里親の数は、平成 30 年度(179 世帯)より多くする
- 里親の家などで生活しているこどもの数は、令和6年度に 134 人にする
- 施設や里親の家で生活しているこどものうち、里親の家などで生活しているこどもの割合は、令和6年度に 23.8%にする

O

結果はどうなんですか？

長

里親の数は増えて、令和5年度には 255 世帯になりましたが、里親の家などで生活しているこどもの数は、令和2年度からは 110 人ほどで、割合も 20%前後となっている状態です

P

里親の家などで生活しているこどもの数や割合があまり増えていないのですね

市

どのような理由が考えられるのですか？

里

里親の数が増えたのは、児童相談所などが里親になってくれそうな人を見つけて、里親になってくれるようにサポートしてきた結果でしょうね

長

はい

それにもかかわらず、里親の家などで生活しているこどもの数があまり増えてこなかった理由としては、児童相談所では里親の家などがよいと思っても、親から反対されてしまうといったことがいわれています

学

里親に「こどもを取られてしまう」と思っているということですね

用語解説 令和2年度にファミリーホームで発生した重大な虐待事案

- ・ 令和2年 11 月にファミリーホームに委託されていた児童が、ファミリーホーム設置者である里親(里父)からの性的虐待・身体的虐待を開示したことにより発覚した虐待事案(被措置児童虐待)
- ・ その後の調査により、他の委託児童に対する身体的虐待も確認されたことから、すべての委託児童を一時保護し、委託解除した
- ・ 当該里親については、令和3年1月に里親登録を抹消し、当該ファミリーホームも廃止
- ・ 上記事案を受け、長野県においては、里親登録にかかる調査・審査のあり方や、児童相談所と里親との連携のあり方、里親へのサポート体制、ファミリーホームへの外部評価等について検証や再発防止に向けた提言を「重大被措置児童等虐待検証報告書」(令和4年3月)にまとめた

【再発防止のための長野県の主な取組】

- (1)不適格な希望者について里親登録しないための対策
 - ・ より的確に審査を行うため、里親審査部会の審査回数の増加(4➡6 回) など
- (2)里親による不適切な養育を防ぐための対策
 - ・ ファミリーホームごとに児童相談所が総括担当者を選任し、養育に関する支援・指導を強化
 - ・ 里親登録研修において、「子どもの権利擁護」や「被措置児童虐待防止」を重点的に説明
 - ・ こどもを措置する児童相談所の担当者が、ケースにより1か月から最低でも6か月に1度はこどもの状況を直接確認
- (3)児童が被害を訴えられなかったことへの対策
 - ・ こどもに対し定期的(毎年)に「子どもの権利ノート」の内容を説明するよう運用を変更
 - ・ 意見表明等支援事業の開始
- (4)里親(ファミリーホーム)への養育支援が不十分であったことへの対策
 - ・ フォスタリング機関が里親と協働しその養育を共に支える役割を明確化
 - ・ 里親のレスパイト(委託されたこどものショートステイ)の活用促進
- (5)適切な虐待対応ができなかったことへの対策
 - ・ 学校管理職に対する虐待対応の研修実施(2回目以降は新任管理職を対象)
 - ・ 緊急事案発生時における一時保護について児童相談所間の応援体制を申合せ

長

里親の制度が、こどもだけでなく、こどもの親にとってもよい制度であるということが十分知られていないために、そのように思っている親がいまだに多いということだと思います

弁

また、一度、里親の家で生活することになっても、生活していくなかで里親とうまくいかなくなると、施設に入っていくこどももいるようですね？

長

はい
できるだけ、そういったことがないようにしなければなりません、実際に起きていることもたしかです
里親家庭の理由でこどもを育てることが難しくなる場合もあって、里親の家などで生活するこどもの数が減ってしまう原因にもなっています

里

里親との生活がうまくいなくなる理由はいろいろありますが、家を離れ、里親と暮らすこどももおとなへの複雑な気持ちを持っているので大変ですし、そうしたこどもを育てるのは、里親にとっても大変なことです

市

ふつうの(一般的な)家庭でもこどもを育てていくのは大変ですが、里親の場合は特に、預かったこどもを育てるときにひとりで悩まないためのサポートが必要ということなのではないでしょうか

施

そういえば、長野県では令和2年にファミリーホームで重大なこどもへの虐待が起きましたね？

長

はい
起きたことの内容については、ここでは詳しく話せませんが、そうした重大な虐待を再び起こさないようにするための取組も進めてきており、今後も、さらにできることがないか、考えていきたいと思います

16-(1)-2 現在の計画における取組

現在の計画では、里親やファミリーホームへの委託を進めるための取組として、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 児童相談所単位の「里親委託等推進委員会」の設置等
 - 児童相談所ごとに里親会や施設などの関係者によって構成される推進委員会を設置する
 - 目標達成に向けた課題の検討などを行う
 - 児童相談所ごとに市町村による児童家庭相談体制の構築のためのサポートや里親等による養育を推進するための「地域養育推進担当」を配置し、里親等への委託推進体制を強化する
- ② 里親制度の普及・啓発
 - メディアによる広報、イベント開催などにより制度の普及を図る
 - 市町村の広報誌への情報掲載等を行う
- ③ 施設による里親等への委託推進に向けた取組
 - 施設(乳児院・児童養護施設)において、所属施設に入所しているこどもの里親等への委託の推進やアフターフォローを行う「里親支援専門相談員」の配置を推進する
 - 人事異動のある行政職員に比べ異動が少なく、長期的なサポートが可能な特長を活かし、児童相談所と連携して里親やこどもをサポートする
- ④ 里親の資質向上支援
 - 里親になろうとする人を対象とした登録前研修や、里親になった後の研修の内容を充実させるとともに、研修を受けやすい環境の整備を行う
 - 里親の持つ特性や特長を把握し、積極的なマッチングを行うとともに、一時保護や子育て短期支援事業(ショートステイ)における活用を推進する

16-(1)-3 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
里親登録数	H30より増 (H30:179世帯)	R6より増
里親・ファミリーホーム委託児童数	134人	236人
里親等委託率	23.8%	44.1%

里

知り合いのファミリーホームでは、こどもの育て方などを評価してくれる民間のところにお願いをして、評価してもらったそうです
準備は大変だったようですが、自分たちの日ごろの育て方などを振り返るきっかけにもなり、とても参考になってよかったと言っていました

施

ファミリーホームでも施設で受けているような評価を受けられるような取組が必要かもしれませんね

長

みなさん、ありがとうございます

長

さて、みなさんからいただいたお話も含めて、
今回は、いつもと違う話の流れになりますが、話がまとまりそうなので、
ここで新しい計画で主に取り組みたいことをまとめたいと思います

【新しい計画での主な取組】

- 児童相談所において、施設や里親の家などで生活しなければいけないこと
もについては、できるだけ里親の家などで生活できるようにしていくこと
- これまで以上に、里親などを増やしていくための取組をしていくこと
- 里親について正しく知ってもらうような取組をすること
- これまで以上に里親が勉強できる機会をつくっていくこと
- ファミリーホームで民間による評価を受けるようにすすめていくこと
- こどもと里親との生活がうまくいかなかった場合の原因などを調べて、
里親へのサポートなどで直すべきところを直していくこと

16-(1)-4 現在の計画における指標(目標値)の現状

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和2年度と令和5年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	目標の達成状況	
	令和2年度	令和5年度
里親登録数	203 世帯	255 世帯
里親・ファミリーホーム委託児童数	114 人	118 人
里親等委託率	20.3%	21.5%

16-(1)-5 現在の計画における指標(目標値)の現状に対する要因分析

登録里親数については、年間 20 世帯程度の割合で増加してきています。

登録里親の数、特に里親等委託の推進に欠かせない養育里親の登録数については、児童相談所や民間の包括的里親支援業務の委託先(いわゆる、16-(3)で説明する「民間フォスタリング機関」)による各地域でのリクルート活動などにより、一定の水準で増加してきています。

民間フォスタリング機関は、養育里親を新規にリクルートし、登録となった里親とのチーム養育によりこどもやその親を支援していますが、民間ならではの柔軟かつ継続的なリクルート活動により、近年の養育里親の増加に貢献しています。

【図表 16-1:新規の里親(養育里親のみ)登録数の推移】

担当機関	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童相談所 5所	5	2	8	21	16	8	9	13
民間機関 2所*	—	—	3	6	4	5	3	12
県 全体	5	2	11	27	20	13	12	25
民間が占める割合	—	—	27%	22%	20%	38%	25%	48%

※包括的里親支援業務委託先:H30 年度～うえだみなみ乳児院、R3年度～松本赤十字乳児院

また、令和4年度からは、里親登録に向けた審査のための諮問を行う「長野県社会福祉協議会児童福祉専門分科会里親審査部会」の開催回数を、年4回から年6回に増やしたことも、審査をこれまで以上に慎重に行う一方で里親登録の機会の拡大にもつながっており、里親登録数の増加の要因の1つとして考えられます。

里

取組については、よいのではないのでしょうか

Q

できるだけ多くのこどもが「家庭」のなかで育てられるようになるとよいですね

長

ありがとうございます

C

ところで、まだ、今回の新しい計画での目標について、話をしていないように思うのですが

O

そういえば、そうですね

長

はい

それについては、また話すことが多くなりそうなので、次回にしようと思っていたところです

施

たしかに、今日のところは、いったん、ここまでにした方がよさそうですね

長

それでは、今日の話し合いはここまでにして、
次回は、「施設より里親家庭やファミリーホームで生活するこどもを増やすこと」に向けた目標について話し合っていきたいと思いますので、よろしくお願いします

他方で、里親等への委託児童の数については、令和2年度から 110 人前後で推移している状況です。また、里親等委託率についても 20%程度となっている状況です。

児童相談所において、里親等への委託について検討しても、実親（親権者）に反対されることにより、里親への委託ができないということが児童相談所からも指摘されており、そのことが里親等への委託が進まない要因の1つとして挙げられています。

県内において里親制度への理解が十分でないこと、そして、そのことによって、里親にこどもを預けると「こどもをとられてしまう」という誤解を抱いているこどもの親が一定数いることが里親等委託の推進の妨げとなっている状況があります。

一方、実親（親権者）への説明を児童相談所から丁寧に行うことにより、特に乳幼児の委託については、実親（親権者）の理解が得られるケースも増えてきていますが、マッチングが可能な里親の数が不足するなど、児童相談所からは、適当な委託先の確保が難しいという声を聞く機会も増えてきています。

また、里親等委託を進めているなかで、上記で説明した、児童相談所の援助方針と異なる事情で委託解除となる不調ケースの発生も、里親等委託率が伸びない要因の1つとなっています。

ただし、乳幼児に限れば、里親等委託率は全県で4割程度にまで進んできています。また、児童相談所によっては乳幼児6割、小学生以上でも4割ほどの委託率となっており、一定の成果も見られます。

16-(1)-6 新しい計画における取組

本県における里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けて、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

① 児童相談所によるケースワークの見直し

- 代替養育を必要とする就学前のこども（乳幼児）については、里親・ファミリーホームへの委託を原則とすること
- 小学生以上のこどもについても、里親等委託が可能であるが積極的に検討すること
- 一旦施設入所になったこどもについても、トラウマなど課題の改善等が図られた場合で、家庭での生活が可能であるが、家庭復帰等が困難な場合は、里親等への委託を検討すること
- 里親等への委託に当たっては、代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障やこども自身が持つつながりを維持する観点から、こどもが生活していた地域（10 地域）内の里親・ファミリーホームへの委託を積極的に検討すること
- 代替養育先を決定する権限を持つのは児童相談所であることを踏まえ、こどもを家庭から引き離して代替養育とするときは、実親に里親制度の趣旨やメリットを十分説明した上で、施設か里親かを選ぶ必要のない手続きとすること
- こどもを家庭から保護して代替養育とするときに当たっては、こども（特に一定年齢以上のこども）に対して代替養育先として里親等の家庭と施設があることを説明し、こどもが里親等委

コラム	こどもの声(その②)ー自立(就職・進学)などについてー
【就職や進学について】 ・ 不満としては、進学のお金(バイト代)を貯めるように言われる。好きなことができず、普通(の家庭)の人と比べると不公平を感じる ・ (退所をひかえて)不安だな…。静かすぎて、環境が変わって、さみしいんじゃないかな ・ 楽しみよりも不安の方が多い。職場でもいじめがないとか、それが不安 ・ 大学進学のため、(高校時代は)バイト優先みたいな生活だった。社会的養護の奨学金があるのを知ったのがだいぶ後だった 【おとなになってもつながっていたい人(おとな)】 ・ 今の担当の職員さんとお母さん。今の担当の職員さんは第2のお母さんみたいな感じ。施設に入ってから2年ぐらいうずっと同じ担当で替わっていない ・ 施設の家庭相談員。担当職員は替わるが、家庭相談の職員は替わらない ・ 親とも交流しているが、それでも施設の職員かなと思う ・ たまに退園した人が遊びに来る。自分も遊びに來たいと思う。そのときは歓迎してほしい ・ こっち(施設)に来る前の小学校の先生がいい先生だった。その人とはかかわっていききたい ・ 今お世話になっている里親さんや、近所の里親さんとなつがっていたい ・ 自分のことを理解してくれる人、否定せずに、理解しようとしてくれる人がいい ・ 今の里親さんやその家族、自分のきょうだいとか ※「こどもの声」を紹介しているところ(ページ) ● 施設や里親の家で生活するこどもたちとの座談会で出された「こどもの声」…245 ページ ● こどもの声(その①)…247 ページ ● こどもの声(その③)…343 ページ	

託を希望する場合は、最大限の配慮を行うとともに、委託が難しい場合はその理由の十分な説明に努めること

② 登録里親等の確保に向けた取組

- 民間の里親支援センター(16-(3)で説明します)の設置を推進するとともに、里親支援センターは設置地域においてターゲットの明確化など意図的、継続的に里親リクルート活動を行う
- 里親は、子育て短期支援事業(ショートステイ等)の委託先の候補となりうることから、児童相談所や里親支援センターは市町村とも連携し、里親リクルート活動を進める
- 児童相談所においても、管轄区域内の施設等と連携して、里親リクルート活動を実施する
- 里親のリクルート活動を効果的に展開するため、里親支援センターや児童相談所が潜在的な里親希望者の目線に立った効果的なリクルートが活動が行えるよう、研修等の機会を設ける
- パーマネンシー保障の取組において、祖父母等の親族による養育を支援するため、経済的な課題がある場合は里親制度の活用を積極的に検討する
- 各地域において、ファミリーホームの担い手の候補となりうる登録里親については、ファミリーホームの開設について助言を行い、ファミリーホームの設置を促す

③ 里親制度の周知・啓発

- ホームページや広報媒体を活用した里親制度の周知・啓発を行う
- 市町村、教育委員会等と連携し、里親制度の周知・啓発を行う

④ 里親の資質向上のための取組

- 里親になろうとする人を対象とした里親支援センターや児童相談所による調査手続きや登録前に行われる研修(登録前研修)内容について、海外の有効なプログラムの導入を検討するなど、継続的なレベルアップを目指す
- 里親支援センターを中心とする「フォスタリングチェンジ・プログラム」の継続的な普及など、里親登録後も、こどものニーズに合わせた養育(治療的な養育)が行われるよう研修等の充実を図り、里親に積極的な参加を促す
- 多くの登録里親が社会的養育の担い手として望ましいかたちで活躍できるよう、委託等に備えた研修等の機会を積極的に設けていく
- ファミリーホームについては、県による定期的な事業監査を行い、委託児童の養育や経理等が適切に行われているか確認するほか、第三者機関による評価の受審を促進する

⑤ 里親養育の「不調」ケースの要因分析等

- 里親・ファミリーホームへ委託した後に、やむを得ない事情で委託解除となったケース(不調ケース)については、その要因分析を行う仕組みの構築を検討する
- 上記の要因分析の結果、里親のリクルートから里親登録、里親委託、委託中のサポート等の各段階において改善が必要と判断した場合は、速やかに改善を行う

16-(2) 里親の家やファミリーホームで生活することが必要と考えられるこどもの数は？
(里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み)

長

この前※は、家庭から離れて生活しなければならないこどもが、施設より里親家庭やファミリーホームで生活できるようにするための取組について話し合ってきました

※16-(1)のことです

C

今回は、目標について話し合っていくのでしたね？

A

そうすると、まずは何を考えていくのですか？

長

まずは、里親やファミリーホームで生活することが必要なこどもがどのくらいいるかを見込んでいきたいと思います

里

それをする中で、この先、どのくらいの数の里親が必要になってくるのかということもわかってくるということですね

長

そのとおりです

弁

なるほど

ここでも、そうしたこどもの数の見込みは必要かもしれませんね

P

ところで、どんなふうに見込んでいくのですか？

長

少し前※に、「施設や里親の家などで生活しなければならないこどもの数」の見込みについて話したことを覚えていますか？

※主に 217 ページのことです

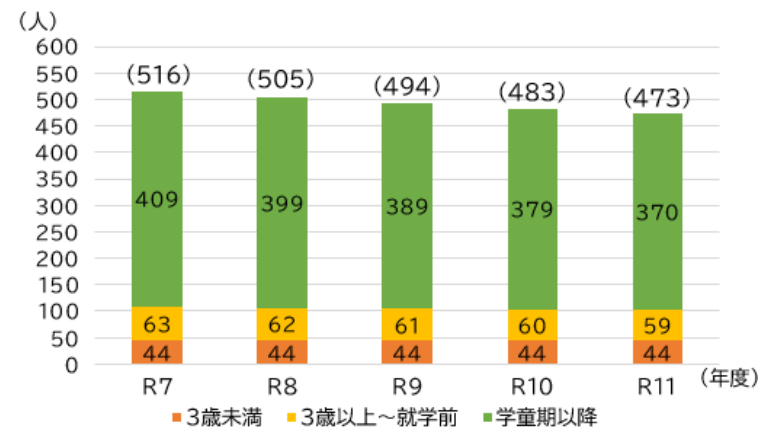
16-(2)-1 里親やファミリーホームで生活するこどもの数の見込み等

13-3 において、令和7～11 年度における、代替養育を必要とするこどもの数の見込み(推計)を行いました。

【図表13-3:代替養育を必要とするこどもの数の見込み(令和 7～11 年度の各年度末)】《再掲》

(単位:人)

	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	44	44	44	44	44
3歳以上～就学前	63	62	61	60	59
学童期以降	409	399	389	379	370
合計	516	505	494	483	473



※()内の数値は、各年度の合計

そして、16-(1) において、代替養育を必要とするこどもについて、里親・ファミリーホームへの委託を進めていくための取組について説明してきました。

里親・ファミリーホームへの委託を進めていくための取組を考えていくなかで、次に考えるべきことは、こうした取組を進めた結果として、どのくらいのこどもが里親・ファミリーホームへ委託されていく必要があるかの数の見込みです。

こうした見込みをすることで、今後、長野県においてどのくらいの里親・ファミリーホームが必要となっていくのかといったことについても考えることが可能となります。

現在の計画においても登録里親の数や里親等委託率についての目標設定をしてきたところですが、今回の新しい計画においても、改めて目標値の設定を行うこととします。

B

覚えています

長

そこでは、このような見込みになりました

【施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み(令和7～11年度)】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0-2歳	44人	44人	44人	44人	44人
3歳-就学前	63人	62人	61人	60人	59人
小学生以上	409人	399人	389人	379人	370人
合 計	516人	505人	494人	483人	473人

※各年度のおわり(年度末)の時点の見込み

P

そうでしたね

里

このうちの、どのくらいのこどもが里親の家やファミリーホームで生活する必要があると見込むのでしょうか？

長

それについては、3つの方法で計算してみたいと思います

P

3つもあるんですか

長

はい

さて、ここからお話する計算の方法は、特にこどものみなさんにとっては、少し難しい話になると思っています

16-(2)-2 里親やファミリーホームでの生活が必要なこどもの数の推計方法

里親やファミリーホームでの生活が必要なこどもの数については、まず、令和11年度末の見込みを以下の方法によって推計します。

令和11年度末に里親・ファミリーホームでの生活が必要なこどもの数 = 令和11年度末の代替養育を必要とするこどもの数の見込み × 以下の①～③によって算出された割合

- ① 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、里親等委託されているこどもと一定期間以上施設で生活しているこども等の数の割合
- ② 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、児童相談所において里親やファミリーホームで生活することが適当であると考えこどもの数の割合
- ③ 国が目標として掲げている里親等委託率

上記の①～③のそれぞれの割合の具体的な内容とその推計結果については、以下のとおりです。

- ① 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、里親等委託されているこどもと一定期間以上施設で生活しているこども等の数の割合によるもの

まず、上記の「里親等委託されているこどもと一定期間以上施設で生活しているこども等の数」について、具体的には、以下のこどもの数の合計となります。

- 令和5年度末に里親・ファミリーホームに委託されているこどもの数
- 令和5年度末の時点で乳児院に6か月以上入所しているこどもの数
- 令和5年度末の時点で児童養護施設に入所しているこどもで、乳児院から移ってきたこどもの数
- 令和5年度末の時点で児童養護施設に1年以上入所している乳幼児の数
- 令和5年度末の時点で児童養護施設に3年以上入所している小学生以上のこどもの数

そして、令和5年度末に施設や里親の家などで生活しているこどもの数に基づいた里親等委託率の計算結果は以下のとおりとなります。

学

そうなりそうですね

長

すぐにはわからないかもしれませんが、わかるときが来るかもしれませんので、ひとまず聞いてもらえればと思います

A

わかりました

長

ありがとうございます
さて、今回計算するのは令和 11 年度のおわりに里親の家やファミリーホームで生活する必要のあるこどもの数の見込みとなります

O

それを3つの方法で計算してみるのですね

長

そうです

長

まず1つ目は、
まず、令和5年度末に里親の家やファミリーホームで生活しているこどもと、ある程度長い間施設で生活しているこどもの数を足したときに、どのくらいの割合になるかを計算しました

弁

長い期間施設で生活しているこどもを、里親の家などで生活できるようにした場合として計算するということですね

長

そうしたところ、令和5年度の終わりに施設や里親の家などで生活しているこどもの 10 人に 7 人くらい(71%くらい)のこどもが、それにあてはありました

【図表 16-2: 令和5年度末の被措置児童の数に基づく、里親等委託が必要なこどもの数①】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	里親等委託されているこどもの数と、一定期間以上施設で生活しているこどもの数の合計 (B)	左記のこどもの数等に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	49 人	36 人	73.5%
3歳以上～就学前	76 人	71 人	93.4%
学童期以降	425 人	284 人	66.8%
合計	550 人	391 人	71.1%

(出典 児童相談・養育支援室調べ)

こうして算出された、里親等委託率を令和 11 年度末に代替養育を必要とするこどもに乗じると、以下の結果となります。

【図表 16-3: 令和 11 年度末における里親等委託が必要なこども(推計①)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	推計①により算出された里親等の家庭での生活が必要なこども (B)	左記に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	44 人	32 人	72.7%
3歳以上～就学前	59 人	55 人	93.2%
学童期以降	370 人	247 人	66.8%
合計	473 人	334 人	70.6%

※推計①により算出された里親等の家庭での生活が必要なこどもの数については、四捨五入による端数調整を行っているため、上記の図表 16-2 と里親等委託率は一致しない場合がある

② 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、児童相談所において里親やファミリーホームで生活することが適当であると考えるこどもの数の割合によるもの

まず、令和5年度末に施設や里親の家などで生活しているこどもの数に対する、上記の「児童相談所において里親やファミリーホームで生活することが適当であると考えるこどもの数」とそれに基づく里親等委託率の見込みは以下のとおりとなります。

学

そして令和 11 年度末の施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込みにその割合をかけるのですね

C

すると、473 人×71%で、336 人という計算になりますか？

長

そうですね

実際は、こどもの年齢をいくつかのグループに分けて計算しているので、少し違う数字になって、334 人という結果になりました

Q

今よりもかなり多い人数ですね

町

次は、2つ目の計算方法ですね

長

2つ目の計算については、

まず、児童相談所において、令和5年度末に施設や里親の家などで生活しているこどものうち、どのくらいのこどもが里親の家やファミリーホームで生活できるこどもなのかを調べてもらいました

市

それで、里親の家やファミリーホームで生活できると考えられるこどもの割合を計算したのですね

長

そのとおりです

結果として、100 人のうち 59 人くらい(59%くらい)のこどもがそれにあてはまりました

P

そして、ここでも令和 11 年度末の施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込みにその割合をかけるのですね

【図表 16-4:令和5年度末の被措置児童の数に基づく、里親等委託が必要なこどもの数②】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	児童相談所において里親等委託が適当と考えるこどもの数 (B)	左記のこどもの数に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	49 人	42 人	85.7%
3歳以上～就学前	76 人	56 人	73.7%
学童期以降	425 人	227 人	53.4%
合計	550 人	325 人	59.1%

(出典 児童相談・養育支援室調べ)

こうして算出された、里親等委託率を令和 11 年度末に代替養育を必要とするこどもに乗じると、以下の結果となります。

【図表 16-5:令和 11 年度末における里親等委託が必要なこども(推計②)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	推計②により算出された里親等の家庭での生活が必要なこども (B)	左記に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	44 人	38 人	86.4%
3歳以上～就学前	59 人	43 人	72.9%
学童期以降	370 人	198 人	53.5%
合計	473 人	279 人	59.0%

※推計②により算出された里親等の家庭での生活が必要なこどもの数については、四捨五入による端数調整を行っているため、上記の図表 16-4 と里親等委託率は一致しない場合がある

③ 令和5年度末において施設や里親の家などで生活しているこどものうち、国が掲げている目標のこどもの数の割合によるもの

国においては、平成 29 年8月に「新しい社会的養育ビジョン(新たな社会的養育の在り方に関する検討会報告書)」が示されてから、里親等委託について、以下の目標を掲げています。

- 乳幼児(0 歳～小学生未満のこども):75%以上
- 小学生以上(学童期以降)のこども:50%以上

このことを踏まえ、国が掲げる目標の最低ラインである、乳幼児 75%、小学生以上 50%としたときの令和 11 年度末における里親等委託が必要なこどもの数は以下のとおりとなります。

B

つまり、473 人×59%という計算になりますか？

長

そうですね

計算の結果は、279 人となります

O

1つ目で計算したときよりも少ない結果になりましたね

市

そして、最後に3つ目の計算方法ですね

長

3つ目の計算については、

令和 11 年度末の施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み

に、国が目標として示している割合をかけたものになります

A

そんな目標があるのですね

Q

どんな目標なんですか？

長

はい

- 0 歳～小学校に入る前(就学前)のこどもは 75%以上
- 小学生以上のこどもは 50%以上

を目標としています

P

この前に聞いた、長野県の最近の里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの割合が 20%くらいだったと思いますので、高い目標なんじゃないかな

【図表 16-6:令和 11 年度末における里親等委託が必要なこども(推計③)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数 (A)	推計③により算出された里親等の家庭での生活が必要なこども (B)	左記に基づく里親等委託率 (B/A×100)
3歳未満	44 人	33 人	75.0%
3歳以上～就学前	59 人	45 人	76.3%
学童期以降	370 人	185 人	50.0%
合計	473 人	263 人	55.6%

※3歳以上～就学前については、こどもの数の端数調整により里親等委託率が 75.0%を超えている

これまでの推計①～③をまとめると、以下のとおりとなります。

【図表 16-7:令和 11 年度末における里親等委託が必要なこども(推計①～③まとめ)】

	施設・里親家庭等で生活するこどもの数	里親等委託が必要なこども数 推計①	里親等委託が必要なこども数 推計②	里親等委託が必要なこども数 推計③
3歳未満	44 人	32 人	38 人	33 人
3歳以上～就学前	59 人	55 人	43 人	45 人
学童期以降	370 人	247 人	198 人	185 人
合計	473 人	334 人	279 人	263 人

長

そうですね

長野県の今の状況を考えて、ここでは、国が示している目標の一番低いところになる

- 小学生になる前のこどもは 75%
- 小学生以上のこどもは 50%

としたときの里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの数を計算したいと思います

O

すると、

- 0歳～小学校に入る前までは、(44 人+59 人)×75%
- 小学生以上は、370 人×50%

という計算式になって、この2つを合わせた数ということになりますね

長

細かい数字の調整はありますが、結果は 263 人となります

C

これで、3つの方法で計算したことになりますね

長

一度整理して、まとめてみましょう

【里親の家やファミリーホームで生活することどもの数の見込み(令和 11 年度)】

計算方法①	計算方法②	計算方法③
334 人	279 人	263 人

※令和 11 年度のおわり(年度末)の時点の見込み

B

たしかに少し難しい話でしたが、そういう結果になったということですね

16-(2)-3 必要となる里親等の数の推計

16-(2)-2 において推計した令和 11 年度末における里親等委託が必要なこどもの数に対して、どのくらいの里親が必要になるかを推計するに当たっては、実際に登録里親のうちどのくらいの里親が代替養育を必要とするこどもを預かって育てているのかを考慮する必要があります。

里親登録をしたすべての里親が、代替養育を必要とするこどもの委託を常に受けることができるわけではありません。例えば、以下のような事情により、こどもの委託を受けることが困難場合があります。

- 里親自身の年齢(高齢で長期の委託を受けることが困難)
- 共働きで、里親自身のこどもが小さく、仕事や子育てに忙しいため、(土日なら預かれるが)委託を受けることが困難
- 里親自身の親の介護があり、委託を受けることが困難
- 代替養育が必要なこどもと里親のマッチングの問題(例:障がいのあるこどもの受入れは困難)
- 特別養子縁組を希望している

こうした理由などにより、県内の登録里親のうち、実際に代替養育を必要とするこどもの委託を受けている里親は、近年 35%程度(ファミリーホームを含む)で推移しています。

県内においては、この割合を上回る場合は無理な委託を進めているおそれがあり、下回ってれば、委託を進められていないと考えられる1つの目安となると考えています。

また、委託を受けている里親が委託されているこどもの数は、ファミリーホームも含めて平均 1.5 人程度(ファミリーホームを除く里親では平均 1.2 人程度)で推移しています。

このファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数については、委託できるこどもの数が多いファミリーホームを増やすことによって、維持していきたいと考えているところです。

こうしたことを踏まえながら、令和 11 年度末に必要な里親の数の推計を以下の方法で行います。

$$\text{令和 11 年度末に必要なとなる里親の数} = \frac{\text{令和 11 年度末に里親等委託が必要なこどもの数}}{0.35^{\ast} \times \text{ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数}}$$

※ 県内の登録里親のうち、実際に代替養育を必要とするこどもの委託を受けている里親の割合(35%)

そして、ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数について、いくつかの数値を設定しつつ、令和 11 年度末に必要な登録里親の数を算出すると、以下のとおりとなります。

A

すると、このなかのどれかを目標にするということですか？

長

その前に、もう1つ考えなければいけないことがあります

里

先ほどの計算で出た里親の家やファミリーホームで生活する必要のある
こどもの数に対して、どのくらいの数の里親が必要になってくるのかも
計算してみないといけませんね

長

そのとおりです

C

まだ、難しい話が続きそうですね

長

いやになるかもしれませんが、もうしばらく聞いてもらえるとうれしいで
す

学

この前※の話では、長野県には令和5年度に 255 世帯の里親がいるとい
うことでしたね？

長

※313 ページのことです

里

はい

長

ただ、すべての里親の人がこどもを預かっているわけではありません

長

里親さんの言うとおりで、長野県では里親になっている人の 100 世帯
のうち 35 世帯(35%)くらいの里親がこどもを預かっています

A

里親になっても、すべての里親が、こどもを預かれるわけではないとい
うことですか？

【図表 16-8:令和 11 年度末において必要となる登録里親の数の推計】
(単位:世帯)

	里親等委託が 必要なこども数 推計①の場合	里親等委託が 必要なこども数 推計②の場合	里親等委託が 必要なこども数 推計③の場合
n=1.1	868	725	683
n=1.2	795	664	626
n=1.3	734	613	578
n=1.4	682	569	537
n=1.5	636	531	501
n=1.6	596	498	470
n=1.7	561	469	442
n=1.8	530	443	417
n=1.9	502	420	395

n:ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数

16-(2)-4 目標値の設定

ここまで、里親委託等が必要なこどもの数の推計から必要となる登録里親の数の推計について、いく
つかのパターンを示してきました。

こうした推計を踏まえながら、里親等委託率や登録里親数の目標値の設定を行います。

さて、令和5年度末の登録里親数は 255 世帯となっていますが、近年は、毎年 30 世帯ほどの新規
の里親登録があります。

登録里親の新規登録については、15-(3)において取り組もうとしている里親のリクルートから委託
時のサポート等の体制を強化することにより、新規登録の件数をこれまで以上に伸ばしていきたいと考
えているところです。

また、登録里親のなかで、ファミリーホームの設置・運営ができそうな里親について、ファミリーホー
ムの設置を促し、ファミリーホームの数を増やしていきたいと考えているところです。

こうしたことなどを踏まえ、県内の登録里親のうち、実際に代替養育を必要とするこどもの委託を受
けている里親の割合をおよそ 35%程度に保ちながら、登録里親の数とファミリーホームを増やす取組
を進めることで、目標として設定可能と考えられるものは、先ほどの令和 11 年度末において必要とな
る登録里親の数のうち、「里親等委託が必要なこども数推計③の場合」のうちの「ファミリーホームを含

例えば、

- 里親が年を取っていて、長い間子どもを育てていくことが難しい
- 様々な個性などを持った子どもに合わせられる里親がいない
- 特別養子縁組をしたい

といった理由で、子どもを預かれない里親の人もいます

そういったことで、長野県では里親のうち 35% くらいの里親が子どもを預かっているという状態が続いています

この 35% を無理に上げようとする、子どもに合わない里親に預けるようなことになりかねないので、長野県ではこのあたりがちょうどよいのだと考えています

そうしたことも考えて計算するんですね

そのほかに

- 子どもを預かってくれる里親が何人の子どもを預かれるか？
- 子どもを多く預かれるファミリーホームをどのくらい増やすか？
- 今後、どのくらい里親が増える見込みか？

といったことも考えながら計算をしました

これ以上は、子どものみなさんも限界だと思いますので、そろそろ、結果として、どういう目標を考えているのかだけ聞きましょうか？

そうですね

このような目標にしたいと考えています

む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数」が 1.5 人の場合であると考えられ、およそ 500 世帯の里親が必要となる試算となります。

【表 16-8:令和 11 年度末において必要となる登録里親の数の推計】《再掲》

(単位:世帯)

	里親等委託が 必要な子ども数 推計①の場合	里親等委託が 必要な子ども数 推計②の場合	里親等委託が 必要な子ども数 推計③の場合
n=1.1	868	725	683
n=1.2	795	664	626
n=1.3	734	613	578
n=1.4	682	569	537
n=1.5	636	531	501
n=1.6	596	498	470
n=1.7	561	469	442
n=1.8	530	443	417
n=1.9	502	420	395

n:ファミリーホームを含む里親1世帯当たりの委託児童の平均の数

なお、この目標を設定するに当たっては、ファミリーホームを除く里親1世帯当たりの委託されることものの数を過大としないためにも、最大6名の子どもを委託することが可能なファミリーホームの数を 15 事業所程度にする必要があると考えています。

(参考)ファミリーホームを除く登録里親1世帯当たりの受託子ども数の試算

$$\begin{array}{l} \text{里親等委託が必要な子ども数の推計③(263人)} \\ \text{ファミリーホームを除く登録里親目標(500-15=485世帯)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{ファミリーホームで受託するこ} \\ \text{ども数の見込み} \\ (15 \times 4.2 \text{人}^* = 63 \text{人}) \end{array} = 1.18 \text{人}$$
$$\begin{array}{l} \text{実際に代替養育を必要とするこ} \\ \text{どもの長期の委託を受けている里親} \\ \text{の割合(35\%)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{ファミリーホームを除く登録里親目標} \\ (500-15=485 \text{世帯}) \end{array}$$

※ 令和5年度末の1つのファミリーホーム当たりの平均受託児童数

もちろん、里親・ファミリーホームへの委託の推進については、そこまで急いで進める必要があるのかという意見もあることは確かであり、理解ができるものでもあります。

しかし、これまで説明してきた「子どもの権利を守る」という目標や子どもの成長や発達における「家庭」環境での生活の重要性を考慮すれば、代替養育であっても「家庭」での生活を権利として子どもに保

【主な目標としたいもの】

- 施設や里親の家などで生活するこどものうち、里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの割合は、
小学生になる前のこどもは 75%・小学生以上のこどもは 50%
- 里親の数を 500 世帯にする
- ファミリーホームを 15 か所にする

Q

里親の家やファミリーホームで生活しているこどもの数については3番目の計算方法で出した数をもとにしたということですね？

弁

そのほかにもいろいろな計算をしたと思いますが、これが今の長野県が頑張れば目指していけそうな目標と考えているということですね？

長

そのとおりです

施

里親やファミリーホームがこどもにとってよい場所であることはわかりますが、今の長野県の実情を考えたときに、5年間でそこまで急いでやる必要があるのでしょうか？

長

たしかに、かなりの努力は必要だと思いますが、「こどもの権利を守る」という目標や、こどもが持つ時間の感覚が、おとなとは違うことを考えれば、できるだけ多くのこどもに、早く「家庭」という場所で生活ができるようにしてあげる、できる限りの取組が必要だということは理解してもらえないかと思っています

Q

私は里親の家で生活しましたが、今でも、自分の実家のように思っています

障していくため、こどもが持つ時間の感覚がおとなとは違うということも理解した上で、できるだけ早く、代替養育を必要とするこどもに対しても望ましい「家庭」での育ちが実現するよう最大限の努力を進めていくことは、児童福祉法第3条の2に規定された国や県の責務であり、国や県とともにこども福祉に関わるおとな(関係機関等)も、その点を理解しなければならないと考えているところです。

16-(2)-5 新しい計画における資源等の整備目標

上記での推計等を踏まえ、長野県では、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けて、以下の資源等の整備目標を設定します。

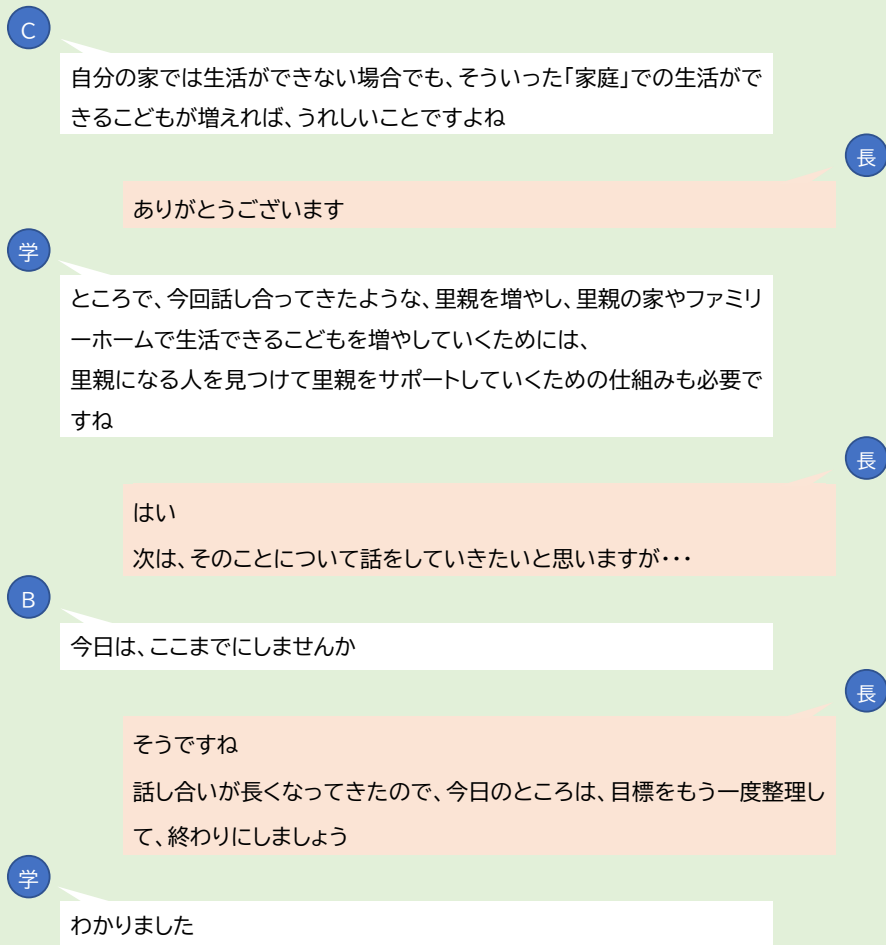
整備すべき資源等	令和 5年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
3歳未満のこどもの里親等委託率	38.8%	43.7%	49.8%	56.7%	64.5%	75.0%
3歳以上～就学前のこどもの里親等委託率	38.2%	47.6%	53.4%	60.0%	67.3%	75.0%
学童期以降のこどもの里親等委託率	16.5%	20.3%	25.4%	31.9%	39.9%	50.0%
全体の里親等委託率	21.5%	25.6%	31.2%	37.7%	45.3%	55.6%
登録里親世帯数	255	288	331	380	436	500
ファミリーホームの数	5	5	6	8	10	15

なお、上記の里親等委託率の現状及び目標に基づく、各年度における里親等委託が必要なこども数は以下のとおりとなります。

【各年度における里親等委託が必要なこども数の見込み】 (単位:人)

年齢区分等	令和 5年度 現状	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込	令和 11年度 見込
3歳未満	19	19	22	25	28	33
3歳以上～就学前	29	30	31	37	40	45
学童期以降	70	83	101	124	151	185
合計	118	132	154	186	219	263

※ 見込値については、小数点以下四捨五入(令和 11 年度の3歳以上～就学前のみ、里親等委託率を 75.0%以上とするため、小数点以下を繰り上げています)



そして、代替養育を受けているこどもの数の見込み(地域別・令和 11 年度末)に基づく、里親等委託が必要なこどもの数の見込みは以下のとおりとなります。

【里親委託等が必要なこどもの数(地域別・令和 11 年度末)(単位:人)】

エリア	地域	令和5年度 実績	令和 11 年度 見込
東信エリア	佐久地域	24	26
	上田地域	13	26
南信エリア	諏訪地域	4	21
	上伊那地域	12	25
	南信州地域	9	19
中信エリア	木曽地域	1	2
	松本地域	26	63
	北アルプス地域	3	7
北信エリア	長野地域	23	66
	北信地域	3	8
合計		118	263

また、上記の整備目標のうち、「登録里親世帯数」と「ファミリーホームの数」については、地域ごとに以下の整備目標を設定します。

【登録里親世帯数の地域別目標】

エリア	地域	令和5年度 現状	令和 11 年度 目標
東信エリア	佐久地域	32	50
	上田地域	26	50
南信エリア	諏訪地域	16	40
	上伊那地域	16	48
	南信州地域	25	36
中信エリア	木曽地域	3	4
	松本地域	61	118
	北アルプス地域	10	13
北信エリア	長野地域	58	126
	北信地域	8	15
合計		255	500

コラム	こどもの声(その③)－施設や里親の家での生活の思いなど－
	・ 職員がもっといと相談がしやすい。職員がとても忙しそうで、辞めていった人もいる。職員との1対1の個別の時間がもっとほしい。 ・ 高校生なら留守番もできるのに、(里親不在のときに)ほかの里親の家にレスパイト(※一時的に預ける制度を使うこと)になる。レスパイトだからという理由で自由に外に出ることができない。 ・ 意見が伝わるようにしてほしい。意見箱に意見を入れたが、伝わっている様子がない。 ・ 小学生と中高校生では生活のスタイルが違う。施設や児童相談所の職員にも伝えているが、もっとひとりひとりにあった生活スタイルができるといい。 ・ 児童相談所の担当職員との面接では、普段の生活について大丈夫と答えている。家のこととか気になるけど、聞きづらさがある。自分の気持ちを消化できていない。 ・ 職員の対応は、個人個人にあった対応をして欲しいけれど、一方では、差別はよくない。公平に見てくれる職員がよいと思った。 ・ (意見を)伝える方法をもっと増やしてほしい。第三者のような人が来て、話を聞いてくれることも必要。 ・ 変えられるところがあれば、よい方向に変わってほしい。言っても変わらないと「どうせ言っても変わらない。」と思ってしまう。変えられるところを変えてほしい。 ・ (座談会)は他施設の人の話が聞けてよかった。共感できる場所があった。1人じゃないと思った。
	※「こどもの声」を紹介しているところ(ページ) ● 施設や里親の家で生活するこどもたちとの座談会で出された「こどもの声」…245 ページ ● こどもの声(その①)…247 ページ ● こどもの声(その②)…321 ページ

【ファミリーホームの数の地域別目標】

エリア	地域	令和6年度 現状	令和11年度 目標
東信エリア	佐久地域	2	4
	上田地域		
南信エリア	諏訪地域	1	4
	上伊那地域		
	南信州地域		
中信エリア	木曽地域	1	3
	松本地域		
	北アルプス地域		
北信エリア	長野地域	1	4
	北信地域		
合計		5	15

ところで、里親登録に当たり、長野県では、「長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会」において里親認定にかかる審議を行っています。

長野県では、令和4年度から年6回、こうした審議の機会を設けており、今後も同様に年6回の審議としていく予定です。

16-(2)-6 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組の評価指標

長野県において、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、数値目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
県の関連ホームページへのアクセス、里親支援センター等への問合せ、インテーク等の里親のリクルート活動に関する中間指標
新規里親登録数
委託里親数
委託されているこどもの数
市町村の子育て短期支援事業により、こどもの委託を受けた里親世帯数
一時保護委託を受けた里親世帯数
登録里親がいる中学校校区の数
里親等委託解除のうち不調の割合

16-(3) 里親をサポートしていくための取組(里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組)

長

さて、この前※は、施設より里親家庭やファミリーホームで生活することをも増やすための取組やその目標について話をしてきました

※16-(1)・16-(2)のことです

C

今回は、そういった目標を達成するためにも、里親になる人を見つけて、里親をサポートしていくための仕組みをつくっていくことについて考えていくということでしたね

長

そのとおりです

里

ところで、こういった里親をサポートしていくための仕組みが考えられるようになったのは、最近のことでしたね？

長

平成 28 年に法律(児童福祉法)が変わったときに、

- 里親になってくれる人を見つける
- 里親になれるようにサポート・里親になってからも勉強してもらうサポート
- こどもを預かって育ててもらっているときのサポート

といった仕事が、県の仕事であるとはっきり書かれるようになりました

学

ちなみに、こうした、里親をサポートする仕事(1つ1つ)のことを専門用語では「フォスタリング業務」と呼び、こうした仕事のすべてをやっているところを「フォスタリング機関」と呼んでいます

P

里親はもっと前からいたと思いますが、こうした里親をサポートするという仕組みができてきたのは最近のことなんですね

16-(3)-1 里親等支援業務(フォスタリング業務)の必要性

【注】

本セクション(16-(3))における里親への「サポート」は、一般的な意味での「サポート」を指し、以下の本文で説明する「フォスタリング業務」全体を含むものとして、また、「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン※」における「①里親等養育のサポート・②里親等養育に関するスーパービジョン・③里親等養育の状況に応じた支援のコーディネート」などを含むものとして用いています。

※令和6年3月 29 日付けこ支家第185号こども家庭庁支援局長通知

ここまで、代替養育を必要とするこどもについて、できるだけ里親等への委託を推進していくこと、それに向けた取組と目標数値について説明してきました。

さて、16-1において、「里親」の家は施設と同じで、こどもを「預かって育てる」ところであるという説明をしました。

ところで、施設がこどもを預かるときには、施設内にはこどものケアを担う職員だけではなく、ケア担当職員のリーダー、こどもを心理的な側面から支援する心理士、こどもの親への支援や関係機関との連携を担う相談員など複数の専門職が配置されています。施設では、施設長のもとでこれらの職員をチームとして機能させる、いわゆる「チーム養育」によってこどもの養育を行うことが一般的です。

そのため、施設のなかでは、あるひとりの職員がその施設で生活するこどもへの対応に悩むことがあっても、ほかの様々な職員がサポートしながらよりよい対応をしていくということも可能となります。

それに対して、里親は基本的に家庭のなかで預かったこどもを養育していかなければなりません。

こどもを養育していくなかで、里親が預かったこどもへの対応に悩むことや、行き詰まりを感じることもあると考えられますが、これまでは里親に対して施設のような「チーム養育」を行う仕組みがありませんでした。

里親家庭での養育はすでに述べたとおり、そもそも特有の難しさがあるとともに、近年は、虐待を受けたこどもや何らかの障がいを抱えたこどもを養育するケースも多くなってきており、里親にかかる負担も大きくなってきている様子もうかがえます。

家庭養育優先原則のもとで、里親等への委託を進めていくためには、里親の数を増やしていくとともに、質の高い里親養育が提供できるようにしていくことが求められます。

そうしたことなどが背景となり、平成 28 年に児童福祉法が改正され「家庭養育優先原則」という考え方が児童福祉法で明確にされた(第3条の2)のと同時に、里親の開拓や研修、里親とこどものマッチング、養育計画(自立支援計画)の作成、里親に対する訪問支援、委託されたこどもの自立支援などの里親支援業務(フォスタリング業務)が、県の業務として明確に位置づけられました(第 11 条第2項)。

また、こうしたフォスタリング業務を一貫した体制のもと包括的に行い、里親と「チーム養育」を行う機関として、「フォスタリング機関」と呼ばれるサポート体制が導入されました。

こうしたことから、長野県においても児童相談所に専任のフォスタリング業務の担当者を配置して、フォスタリング機関として体制作りをしてきました。また、こうしたフォスタリング業務は民間に委託す

里

昔とは時代が違っているのだとも思いますが、里親が預かるこどものなかには、かなり難しい背景や問題を抱えているこどもも増えてきていて、里親だけではうまくいかないと感じることもあります

施

施設であれば、ほかの職員がいっしょになってこどもをみることもできて、そういったほかの職員のサポートを受けながら、その職員がレベルアップしていくというところはあると思いますが、里親は、ほとんど里親だけでこどもをみることになるので、大変なことが多いでしょうね

長

里親であっても施設と同じように、里親をサポートしながら、複雑な問題を抱えているこどもを育ててもらって、里親自身もレベルアップしていけるような仕組みが必要であるということなどから、こうした仕組みがつけられるようになってきています

弁

そして、令和4年に法律(児童福祉法)がまた変わって、こうした里親を「フォスタリング機関」としてサポートしていくための施設(里親支援センター)ができるようになりましたね？

長

はい
現在の計画をつくったときから、変わってきているところもあるので、そういったことも考えながら、里親をサポートするための仕組みを、もう一度考えていきたいと思います

B

そうすると、現在の計画でも、里親をサポートするための取組をしてきたということですね？

ることも可能となっており、長野県においても民間の社会福祉法人(施設)への包括的な業務委託を進め、委託を受けた施設が、民間フォスタリング機関として里親とのチーム養育に取り組んできました。

フォスタリング機関の存在意義は、新たな里親を開拓し、里親によるこどもの養育が、施設での養育のように「チーム養育」として行えるよう、里親とこどもを(こどもの親も含めて)支援していくことです。

そして、令和4年の児童福祉法の改正において、フォスタリング機関として、里親とのチーム養育を専門に行う「里親支援センター」が児童福祉施設の1つとして位置づけられました。

県内では、これまで包括的里親支援業務を委託してきた民間のフォスタリング機関である2施設が、令和6年度から「里親支援センター」を設置して業務を開始しています。

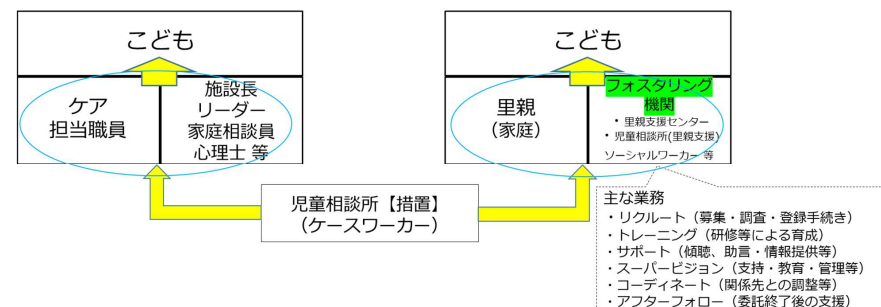
今回の新しい計画では、こうした児童福祉法の改正等も踏まえながら、里親等への委託の推進を図っていくためのフォスタリング業務の実施体制の構築に向けた取組を改めて考えていくことにします。

16-(3)-2 「チーム養育」とは？

施設において実現しているチーム養育と、里親とフォスタリング機関により実現されるチーム養育については、どちらもそれぞれの「養育の最低基準」を満たし、その水準を維持し、それをさらに向上させる役割があるといわれています。

フォスタリング機関(里親支援センターまたは児童相談所)はソーシャルワーカー等の専門職を配置して、里親のリクルート段階から一貫して里親をサポートし、里親との信頼関係を構築して、チームとして里親とともにこどもの健全な成長・発達を支えます。

【図表 16-9:施設のチーム養育と里親・フォスタリング機関のチーム養育のイメージ】



児童相談所(措置担当)においては、こどもやその家庭の状況等により、マッチングを経て適切な委託(入所)先にこどもの養育を委託することになりますが、児童相談所(措置担当)も加えた3者の「チーム」によって、こどものよりよい成長をサポートしていくことが必要です。

長

はい
主に、このような取組をしてきました

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 民間に里親のサポートなどの仕事をしてもらうことで、どのような成果が出るか見ていく
- 児童相談所に、里親をサポートするための担当の職員を置く

長

里親をサポートするための取組については、目標を立ててチェックしてきたものではありませんが、
1つ目の取組については、平成 30 年から民間の1つの施設に里親のサポートの仕事をすべてしてもらってきました

Q

どんな成果があったのでしょうか？

長

民間の施設とかかわりのある里親や児童相談所から、民間ならではのサポートなどができていてよいという意見を多くいただきました

C

そうですね

長

そうしたこともあって、もっと民間にやってもらおうということということで、令和3年度にもう1つ別の施設にお願いしてきました

里

こうしたなかで、令和4年に法律(児童福祉法)がまた変わって、「里親支援センター」が、こどものための施設の1つとして新しく加わってきて、お話のあった2つの施設が「里親支援センター」になりましたね

16-(3)-3 里親等支援業務(フォostリング業務)の包括的な実施体制の構築

長野県における里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に当たっては、「チーム養育」の趣旨を踏まえ、里親に身近な各地域に里親支援センターの設置を進めていくことが重要と考えています。

そして、地域のなかに里親支援センターを設置していくことで、里親支援センターでは以下のような機能を発揮することができると考えています。

- 地域における集中的・継続的な里親のなり手の確保(里親のリクルート)
- 里親登録前・里親登録後の研修による地域の里親の資質向上
- 児童相談所において里親委託が適当とされた主に地域のこどもと地域の里親とのマッチング
- 市町村の子育て短期支援事業(ショートステイ等)の受託による、ショートステイ等の受付窓口及びショートステイ等を必要とする地域のこどもと地域の里親とのマッチング
- 里親へのこどもの一時保護委託における調整窓口(一時保護児童と里親とのマッチング等)
- 里親が児童相談所から委託を受けたこどもの養育計画(自立支援計画)の作成
- 里親委託中の里親とこどもに対する様々なサポート(養育のサポート、保育所利用や学校の入学・転校等の際の各種の調整、へのこどもを受託する際に生じる事務的な手続きのサポート等)
- 里親委託が解除された後の里親のサポート(里親養育の不調により委託解除となった里親へのアフターフォローを含む)、こどもの自立支援 など

このように地域のなかで、里親のリクルートから育成・こどもとのマッチング・委託されたこどもと里親のサポート・こどもの委託が終わった後のこどもと里親それぞれへのサポートを包括的に行うことができる里親支援センターが機能していくと、例えば、こどもと適正なマッチングができた里親については、そのこどもが必要となときに繰り返して(リピーターとして)ショートステイで里親の家に泊まりに来たり、家庭の状況が悪くなった場合には一時保護委託先として同じ里親に委託するというように、同じ里親が地域の同じ親子に対して切れ目のないサポートをおこなうということも考えることが可能になってくると考えられます。

なお、里親支援センターについては、行政機関のような人事異動が少なく、長期的に里親を支援することが可能な民間団体が担っていくことが適当と考えられます。

そのため、里親支援センターの設置を進めるに当たっては、里親支援センターの担い手となりうる民間団体等を(人口規模の大きな地域は複数)確保していくことが必要となります。

長野県においては、そうした里親支援センターの担い手となりうる民間団体等があった場合には、まずはフォostリング業務を委託し、期間を区切って経験を積ませるとともに、その適性を見極めた上で、里親支援センターとしての設置を認可することとします。

県内では、民間のフォostリング機関は、主として、新たに「養育里親」を開拓して登録となった里親とのチーム養育を行う機関として活動してきており、里親(特に養育里親)の増加が重要な課題となっている現在の状況下においては、里親支援センターについても当面の間は、引き続き同じように活動していくことを想定しています。

長

はい

こうした成果なども取りいれていながら、今回の新しい計画では、主に次のようなことに取り組んでいきたいと考えています

【新しい計画で取り組みたいこと】

- 里親支援センターを増やすこと
- 児童相談所で、里親をサポートするための専門の職員を置くこと
- 里親支援センターなどの里親をサポートする人たちが勉強する機会などを増やし、里親のサポートなどの仕事がよりよくなるようにしていくこと

里

里親支援センターを増やそうとしているのですね？

長

できるだけ、子どもたちが生活しているところで里親になってくれる人を多く見つけて、そうした近いところで里親や子どもをサポートしてもらうためには、もっと多くの里親支援センターが必要だと考えています

弁

児童相談所でも里親のサポートはすると思いますが、県内に5か所しかないので、きめ細かいサポートが難しいということもあると思います

長

そのとおりです

こうしたことから、主な目標としてはこのように考えています

【主な目標にしたいもの】

- 里親支援センターの数を 10 か所にする

他方で、地域によってはこどもの数が少なく、地域において必要な里親数がそれほど多くない地域もあります。

そうした地域におけるフォスタリング業務については、基本的に児童相談所がフォスタリング機関として里親を開拓しサポートを行っていくこととします。

なお、養子縁組里親や親族里親については、現時点では、引き続き、児童相談所がフォスタリング機関として里親として子どもを養育する際のサポートを続けていく方針です。

いずれの場合においても、児童相談所に専任で配置されている担当職員が、施設の里親支援専門相談員との連携により、里親支援センターと同様に、フォスタリング機関として里親との「チーム養育」の質の向上を図ります。

そして、里親登録は県が行うものであること、また、フォスタリング業務は県に最終的な責任のある業務でもあることを踏まえ、県と児童相談所は地域(4つのエリア、10 地域)内における児童相談所と里親支援センター等との連携を検討・推進して、フォスタリング業務の体制作りを行うとともに、里親支援センター等におけるフォスタリング業務の質の向上に向けた研修に取り組んでいくことも必要です。

用語解説 里親支援センター

- ・ 児童福祉法の令和4年改正により、新たに法律上位置づけられた施設
- ・ 里親のリクルート、里親研修の実施、委託児童の養育に当たっての相談・サポートなど、里親に対する様々なサポート全般を行う
- ・ 基本となる体制:センター長を含めた4名の職員により里親 60 家庭までをサポートする

16-(3)-4 現在の計画における取組

里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けて、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① フォスタリング業務の民間委託の方向性の検討
 - 現在の計画策定時に民間委託していた包括的里親支援業務の成果等の検証
- ② 児童相談所におけるフォスタリング業務の強化
 - 施設に配置された里親支援専門相談員との協力などによるフォスタリング体制の構築等

16-(3)-5 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた評価指標や目標値は定めていません。

C

10 か所ですか

どこに里親支援センターを置いていくのかについては、今回の新しい計画ができてから考えていくことになると思いますが、それぞれの地域のなかのこどもの数や里親の数なども見ていながら考えていくことになりそうです

里

こうした取組によって、地域のなかで里親をサポートしてもらう仕組みができて、里親へのサポートが充実していくのに合わせて、里親自身もレベルアップしていかなければいけないと感じました

学

里親を増やし、里親の家やファミリーホームで生活できるこどもを増やすためには、里親をサポートするための仕組みをよりよくしていくとともに、里親自身も、預かったこどもをよりよく育てられるように学んでいくことが必要ということですね

ありがとうございます

里親さんや学者さんが言ってくれたとおりだと思っています

それでは、もう一度、取組と目標を整理したいと思います

【新しい計画での主な取組】

- 里親支援センターを増やすこと
- 児童相談所で、里親をサポートするための専門の職員を置くこと
- 里親支援センターなどの里親をサポートする人たちが勉強する機会などを増やし、里親のサポートなどの仕事がよりよくなるようにしていくこと

【主な目標】

- 里親支援センターの数を 10 か所にする

長

長

長

16-(3)-6 フォスタリング業務の民間委託の成果の検証等

長野県では、平成 30 年度から、それ以前から独自の里親へのサポート事業を行っていた、うえだみなみ乳児院に包括的里親支援業務を委託しました。

こうした委託について、児童相談所やうえだみなみ乳児院と関わった里親の評価を伺ったところ、民間事業者ならではの里親の開拓力や丁寧なサポートについて、概ねよい評価が得られました。

こうした成果を踏まえ、令和3年度からは、新たに松本赤十字乳児院に業務の委託を行い、2つの乳児院が、フォスタリング機関として地域の里親のリクルートやサポートなどを担ってきました。

なお、上記の2施設については、すでに述べたとおり、令和6年度から里親支援センターを立ち上げ、これまで以上に体制を強化しながら、地域の里親のリクルートやサポートに当たっています。

16-(3)-7 新しい計画における取組

今回の新しい計画では、里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けて、これまでの取組も踏まえながら、以下の取組を進めていきます。

① 里親支援センターの設置促進

- 地域において、養育里親を増やし、チーム養育によってこどもを支援する里親支援センターについて、その担い手を確保していくとともに、里親支援センター設置に向けたサポートを行う
- 里親支援センターの設置に向けては、その前に担い手となり得る施設等に包括的里親支援業務の委託を行い、経験や実績を積む機会を提供するとともに、その適性を判断する

② 児童相談所におけるフォスタリング体制の整備等

- 引き続き専任職員を配置し、施設の里親支援専門相談員との密接な連携・協力により、フォスタリング機関として里親等のサポートを行うとともに、必要に応じた体制の拡充を検討する
- 児童相談所は、養子縁組里親のほか、児童相談所が手続きをサポートして登録した里親等に対してフォスタリング機関のサポートを行うほか、特に、里親支援センターがカバーできていない地域(将来的には、こどもの数や里親の数が少ない地域)において同様のサポートを継続する

③ 地域におけるフォスタリング業務の質の向上

- フォスタリング業務に関する研修や民間機関を中心にフォスタリング機関がともに学び合い、支援のレベルを高めるための会議等により、各地域のフォスタリング業務の質の向上を図る
- 「チーム養育」の仕組みをより手厚くするため、フォスタリング機関である里親支援センターや児童相談所において、4つのエリア(北信・東信・中信・南信)または 10 地域(広域)ごとに里親及び里親会と協力し、里親同士の相互交流やベテラン里親によるサポート等を促進する
- 里親やファミリーホームにこどもを委託する立場である、児童相談所のケース担当の職員についても、マッチングをはじめとする里親等委託業務に関する専門性の向上に努めていく

C

「施設より里親家庭やファミリーホームで生活することも増やすこと」
については、かなり長く話をしてきたような気がします

長

いろいろと話し合っておきたいことがあったので、長くなったかもしれませんが、おかげで、これからの取組なども決めることができました

里

そういえば、こどもたちには何を見てほしい(感じてほしい)のかについて、何も言ってこなかったように思うのですが

学

そういえば、そうでしたね

長

忘れていたわけではないのですが、ずっと考えていたら、最後になってしまいました

【こどものみなさんへ】

- いま、あなたは、「里親」がどんな人であることを正しく知っていますか？
- もし、いま、あなたが里親に育ててもらっているとしたら、その里親はあなたを里親家族の一員として大切にしてくれ、あなたとあなたの家族との関係も大切にしてくれていると感じていますか？
- もし、いま、あなたが里親に育ててもらっているとしたら、その里親は、いろいろな人のサポートを受けながら、協力してあなたを育ててくれていると感じていますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

長

さて、次回からは、また違うテーマとなりますが、引き続きよろしくお願いします

16-(3)-8 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
里親支援センターの設置数	10 か所
民間フォスタリング機関(包括的里親支援業務委託先)の設置数	里親支援センターの設置に向けた短期の委託先数
児童相談所における里親等支援体制の整備	児童相談所にフォスタリング業務専任担当職員を配置
フォスタリング業務担当職員の専門性向上研修及び会議の実施回数(リクルート、調査・研修、マッチング、養育支援など)	各年度 研修4回以上 会議4回以上
必修研修以外の研修の実施回数	各フォスタリング機関で各年度1回以上(うち1回はすべての登録里親対象とする)
必修研修以外の研修の受講者数	すべての登録里親
里親審査部会(及び里親登録前研修)の開催数	各年度6回

16-(3)-9 新しい計画における資源等の整備目標

上記に掲げた取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和 6年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
里親支援センターの 設置数	2	3	5	7	9	10
フォスタリング業務担 当職員研修実施回数	5回	取組の状況を踏まえ調整(各年度4回以上)				
必修研修以外の研修 の実施回数	12回	各フォスタリング機関で各年度1回以上				
必修研修以外の研修 の受講者数	132人	登録里親 の50%	登録里親の100%			
里親審査部会(里親 登録前研修)開催数	6回 (4回)	各年度6回(6回)				

コラム	実親・里親との「チーム養育」の実践(QPI の取組)を学ぶ
今回の新しい計画の目標や基本的考え方(理念)の実現のためには、代替養育を必要とするこどもの里親等委託も推進していく必要がありますが、それに当たっては、301ページから見てきたとおり、里親養育をこどもの親との「共同養育」に転換していくことや、治療的な養育が行われるよう、その質を高めていくことが必要となります。 こうしたなかで、公益財団法人日本財団からの提案及び長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の専門委員である上鹿渡和宏氏の協力により、子ども虐待防止学会第30回学術集会在がわ大会(令和6年11月30日、12月1日)の日本財団スポンサード国際企画特別講演のために来日した、キャロル・ショーファー氏を招き、以下のとおり、関係者に向けた講演と意見交換を行いました。 【日 時】2024年12月4日(水) 【場 所】長野県 長野合同庁舎 5階 501号会議室 【講 師】米国 ユース・ロー・センター(Youth Law Center) 弁護士、シニア・ディレクター キャロル・ショーファー(Carole Shauffer) 氏 キャロル・ショーファー氏は、弁護士として、福祉・司法制度下で社会的養護を受けているこどもたちの環境を改善することに取り組んできました。その多くの活動は、虐待やネグレクトにより家族から分離されたこどもたちに焦点を当てており、ショーファー氏の指導のもと、ユースローセンター(最も脆弱なこどもたちを支援する全米規模の法律擁護団体)は、米国において幼いこどもたちへの家庭養育を推進する成功を収めました。 ショーファー氏はプログラム開発にも幅広く携わっており、コミュニティ中心の里親ケア、ケア中のこどもたちのパーマネンシー(恒久的な家庭)の確保、乳幼児の発達のために適切な家庭養護の推進において、数々のイニシアチブを指導しました。2007年には、里親ケアを改革するため、関係重視のアプローチである「Quality Parenting Initiative(QPI)」の開発を主導しました。これまでに QPI は米国内の80のコミュニティで実施され、連邦および州の法律にも影響を与える成果を上げています。 【テーマ】アメリカの乳幼児の家庭養育推進と里親養育の質向上の取組について 質の高い里親養育を確保するための、クオリティ・ペアレンティング・イニシアティブ(QPI) 【出席者】長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員・児童相談所長 他 QPI はアメリカのフロリダ州、カリフォルニア州、ネバダ州などにおいて、主に以下の4つのポリシーに基づいて開発・実践されている里親養育のアプローチです。 ① 里親は、こどもを自分のこどものように世話すること ② 里親は、可能な限り、実親が立ち直りこどもとの健全な関係を維持できるよう、実親と協力すること ③ 里親を含む制度の参加者全員が、こどもの発達とトラウマの基本原則について教育を受けること ④ 里親は、こども福祉制度において、十分に尊重され、情報を与えられたパートナーであるべきであり、こどもに関する意見を聞き、考慮されること この4つのポリシーは、今回の新しい計画において推進しようとしている「里親養育」の基本にある考え方と重なるものです。本県では引き続き、QPIの実践に学びながら取組を進めていきたいと考えています。	

なお、上記の整備目標のうち、「里親支援センターの設置数」については、エリアごとに以下の整備目標を設定します。

エリア	地域	令和6年度 現状	令和11年度 目標
東信エリア	佐久地域	1	2
	上田地域		
南信エリア	諏訪地域	－	3
	上伊那地域		
	南信州地域		
中信エリア	木曽地域	1	2
	松本地域		
	北アルプス地域		
北信エリア	長野地域	－	3
	北信地域		
合計		2	10

16-(3)-10 「里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組」の評価指標

長野県において里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組の状況を評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
児童相談所のケース担当職員の専門性(保護者への説明、マッチング、里親養育の理解など)の向上のための研修等の実施状況
市町村の子育て短期支援事業(ショートステイ)を受託している里親支援センター(再掲)
児童家庭支援センターを併設している里親支援センター

用語解説	フォスタリングチェンジ・プログラム
・1999年にイギリス・ロンドンのモーズレイ病院の専門家チームによって、アタッチメント理論、社会的学習理論、認知行動理論等に基づいている開発された、里親向けの養育プログラム ・社会的養護が必要なこどもの抱える問題(特に、様々な虐待の影響)に配慮したこどもの理解と対応について、12週間にわたりグループで実践的なスキルを学び、家庭で実践するプログラム ・本県でも、受講した里親からは「こどもとの関係がよくなった」等の肯定的な評価を受けている。	